最高裁総三第000108号

（訟ろ－０１）

平成２３年７月２１日

高等裁判所長官　殿

地方裁判所長　殿

家庭裁判所長　殿

最高裁判所事務総局総務局長　戸　倉　三　郎

最高裁判所事務総局経理局長　林　　道　晴

書記官事務等の査察の実施等について（通達）

平成２３年度の標記の査察を昭和６１年６月３０日付け最高裁総三第１５号事務総長通達「書記官事務等の査察について」の定めるところにより実施してください。

また，同通達別紙の４の査察事項を下記のとおり指定しましたので，これによってください。

記

1　書記官事務，速記官事務及び訟廷事務についての査察事項

事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項

2　書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項

(1)　保管金等の取扱いに関する事項

(2)　押収物等の取扱いに関する事項

(3)　委託した業務の取扱いに関する事項

(4)　各種委員の手当及び旅費に関する事項

高松高裁刑訟第 000121 号

（訟ろ－０１）

平成２３年８月１０日

管内地方裁判所長　殿

管内家庭裁判所長　殿

高松高等裁判所長官　佐々木　茂　美

書記官事務等の査察の実施について（通知）

７月２１日付け最高裁総三第 000108 号総務局長，経理局長通達に基づく標記の査察を下記のとおり実施します。

記

１　査察の日程及び査察事務担当者等

別紙のとおり

２　査察事項

(1)　書記官事務，速記官事務及び訟廷事務についての査察事項

ア　事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項

イ　事件に関する基本的な書記官事務の処理状況及び過誤防止に関する事項

ウ　後見関係事件及び財産管理事件の処理に関する事項

エ　書記官の審理充実事務に関する事項

オ　主任書記官等による書記官（支部，独簡を含む。）の事務処理状況の把握及び指導監督に関する事項

(2)　書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項

ア　保管金等の取扱いに関する事項

イ　押収物等の取扱いに関する事項

ウ　委託した業務の取扱いに関する事項

エ　各種委員の手当及び旅費に関する事項

（別紙）

査察の日程及び査察事務担当者（平成２３年度）

高松高等裁判所

査察事務担当者・代理者・補助				高知			松山			高松			徳島		
				10/4（火）	10/5（水）	10/6（木）	10/26（水）	10/27（木）	10/28（金）	11/7（月）	11/8（火）	11/9（水）	11/28（月）	11/29（火）	11/30（水）
民事部	担当者	首席書記官	前田昭博	地	地	家	地	地	家	地	地	家	地	地	家
	代理者	次席書記官	佐野　広							地	地	家			
	補助	訟廷管理官	岩井　正	地	地	家	地	地	家	地	地	家	地	地	家
	〃	４部主任書記官	徳重隆司				地	地	家	地	地	家	地	地	家
	〃	２部主任書記官	五十嵐達郎	地	地	家				地	地	家			
	〃	事件係長	関　寿洋									家			
	〃	記録係長	藤井崇治	地	地	家	地	地	家						
	〃	書記官	森　直行				地	地	家				地	地	家
	〃	書記官	多田勝久							地	地		地	地	家
	〃	書記官	西岡勇人	地	地	家									
刑事部	担当者	首席書記官	塚田三男	家	地		家	地		家	地		家	地	
	代理者	次席書記官	貝出久雄				家	地		家	地				
	補助	訟廷管理官	服部桂三				家	地		家	地		家	地	
	〃	主任書記官	山沖博史	家	地					家	地				
	〃	事件・記録係長	塩見武和	家	地										
	〃	庶務係長	日下　巧										家	地	
事務局	担当者	次長	髙田和夫	地	地	家	地	地	家	地	地	家	地	地	家
	代理者	課長	櫻又孝子				地	地	家						
	〃	企画官	近藤英彰	地	地	家				地	地				
	〃	課長補佐	村瀬雅彦							地	地	家	地	地	家
	〃	課長補佐	水関正裕	地	地	家				地	地		地	地	家
	補助	専門官	植田雅之	地	地	家	地	地	家				地	地	家
	〃	管理係長	漆原一久	地	地	家						家	地	地	家
	〃	経理係長	和田美恵				地	地	家			家			
	〃	用度係長	伊藤政和	地	地	家	地	地	家			家			
	〃	営繕係長	中川賢二				地	地	家	地	地				
	〃	主任事務官	藤本重紀							地	地	家	地	地	家
	〃	主任事務官	小野暁子	地	地	家				地	地	家			
	〃	主任事務官	市原一憲				地	地	家				地	地	家

【注】　査察事務担当者等は，基本通達別紙「書記官事務等査察実施要領」３による。

高松高裁刑訟第000021号

（訟ろ－０１）

平成２４年１月２５日

最高裁判所事務総局総務局長　殿

高松高等裁判所長官　佐々木　茂　美

書記官事務等の査察結果について

（昭和６１年６月３０日付け総三第１５号に基づく報告）

平成２３年度の標記の査察結果については，別添「平成２３年度書記官事務査察の結果報告」のとおりです。

（別紙様式）

平成23年度書記官事務査察の結果報告　　高松高裁民事部（民事・家事関係）

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様，原因	② 指導，指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
	事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項	高裁	なし		
		地家裁	○保存事務について 破産事件の原本分離が遅れている庁があった（高知地裁）。 その原因は，記録庫の保管スペースを確保しにくいため，一旦別部屋で保管していたことにあった。 ○帳簿諸票等について 誤記，記載漏れ，訂正印漏れ等があった（高知地裁，高知家裁，松山地裁，松山家裁，高松家裁）。 その原因は，知識不足，点検不足等である。 自庁通達において，書留郵便物受領書（書留用）が諸票扱いではなく帳簿扱いになっていた（松山家裁）。 その原因は，平成２１年度の通達改訂の際の理解不足による。	○保存事務について 原本分離は保存時に行うべきものであり，早急に是正するよう指導した。原本分離を保存時に行うべきことは知識的には認識していたが，日常の事務処理が行いやすい方向に意識が流れていたため，即日，指導どおり取扱を改める旨の回答が，首席書記官からあった。 ○帳簿諸票等について 特に，帳簿諸票備付経過簿は，帳簿及び諸票を保存廃棄する際の要となるものであるから，通達等による適正な記載を行うように指導した。 書留郵便物受領書（書留用）については，諸票扱いであると指導し，自庁通達改正も含めて検討するように指示した。後日，通達を改正して実施済みである旨を確認済み。	組織的な課題としては，保存廃棄事務等について通達等を知識として理解しておくだけではなく，実際にそのとおり行う必要がある旨について，管理職を含めた職員に対し，高裁で行う研修や事務打合せの機会等を捉えて意識付けていく必要がある。管理職が通達に対する知識・理解不足のこともあるため，今後，研修の機会等を通じての周知徹底を行う。例えば，数年に1度行われていた管内支部庶務課長研修を平成24年度から新任支部庶務課長研修に改める予定であり，そのような機会も利用することを検討している。 管内全体をサポートするために，高裁が平成23年11月15日付けで作成した「事件記録及び帳簿諸票の保存廃棄事務処理マニュアル」を，管内全庁に参考資料として送付した。知識付与のための取組として，各庁において同マニュアルを，自庁研修等で効果的に利用するように指示した。

（最総三）

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様，原因	② 指導，指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
高松高裁	その他の事項	高裁	○事件記録等閲覧・謄写票原符の記載について 事件担当書記官が閲覧謄写事務を処理した場合の原符への記載の仕方が，少なくとも数年前から通達どおりにできていなかった。 その原因は，閲覧謄写票の記載を事務官まかせになっていたことと，通達に対する書記官等の理解不足があった。 ○定期的ミーティングの実施について 民事部内の部単位(2部，4部)のミーティングが，定期的に行われていなかった。 その原因は，少人数であるため，定期的にミーティングを行わなくとも日頃から意思疎通ができていたことにある。	○事件記録等閲覧・謄写票原符の記載について 速やかに通達どおりの記載方法に改めるとともに，通達への理解を徹底するため，主任等を含めた書記官に対して，当該通達の該当箇所の写しを配布して口頭でも説明した。また，主任書記官に対しては，事務官に対してもレクチャーを行うように指示した。 ○定期的ミーティングの実施について ミーティングを定期的に行うことは，より円滑な事務処理等にもつながるので，主任書記官に対し，定期的なミーティングの実施を行うことを検討するように指示した。	組織的な課題として，記載方法については管内への書記官事務等査察の際に，通達にしたがった適正な記載をするように指導していた事項であったが，高裁自らの事務処理については確認不足であった。今後は査閲等を通じて，高裁自らの適正な事務処理を行うようにする。 組織的な課題として，組織の規模が小さいため問題発生時のミーティングで大きな支障はなかった面はあるが，定期的ミーティングの重要性について改めて認識させることにした。
			○調書の記載及び記録の編成について 弁論更新や口頭弁論終結日等の重要事項の記載漏れ(高知家裁，松山地裁，高松地裁)及び期日指定や裁判官の期日調書認印等の漏れあり(松山地裁，松山家裁，高松家裁)。 それらの原因は，書記官の知識不足及び点検不足と，さらに，口頭弁論終結日の記載漏れについては，主任書記官等の検閲時のチェック不足もある。 ○事件進行の記録化等について 破産・個人再生事件において，補正依頼等の状況が記録化されていない(高松地裁，高知地裁，松山地裁，徳島地裁)。	○調書の記載及び記録の編成について 書記官に対して，通達どおりに適正な調書作成及び記録の編てつを指導し，主任書記官には，書記官に対する適正な指導を依頼した。特に口頭弁論終結日は判決書の必要的記載事項であり，十分に確認するように指導した。原本付記については，管内他庁の取扱を紹介し，参考にした上で検討するように指示した。 ○事件進行の記録化等について 事件進行の記録化は，当事者への指示や担当者以外の進行状況把握のために必要であることを説明して指導した。破産事件で追加書類の提出が遅延しているときには，開始前の審尋等を積極的に活用するよう指導した。特に管財事件の開始決定の遅延による弊害を説明した。さらに，事件進行管理のために定期的に進行状況を把握する手だてを講じるように指導した。また，審判・調停事件については，記録の開示への意識面も含めて通達に対する理解を深めて記録編成に当たるように指示した。	組織的な課題としては，調書の不適正な記載については，書記官の公証官としての位置づけを問われることにもなりかねないため，今後，主任書記官からの日常的な指導や研修の機会等を通じての書記官に対する指導を充実させる必要がある。そこで管内においても，特に地家裁支部等における指導を充実させるため，平成23年度に支部等書記官を対象にした民事関係全般の研究会を実施したところ好評であったので，今年度も同様の研修等を検討している。 組織的な課題としては，同時廃止事件については現在の事件数や破産管財人の給源，他庁における事件の処理状況等を踏まえた上，今後の検討課題とする必要がある。

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様，原因	② 指導，指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
		地家裁	○債権執行事件の処理について 差押後，取立届や事情届の提出がない事件で，第三債務者から陳述書が提出された後，あるいは提出がなかったときの処理で，相当でないもの（債権者に対して取下勧告相当事案で，何ら処理した形跡がなく1年以上経過し，督促はしていても，その後1年以上の間処理した形跡が記録上ない。）があった（松山地裁，徳島地裁）。	○債権執行事件の処理について 債権執行事件で問題のある記録があった件については，その度合いの大きい1庁については指摘事項とし，今後の事務処理方針と対策を書面にて，後日報告するように指示したところ，12月下旬に報告書が提出され，事務処理の改善についての方向性が示された。	組織的な課題としては，比較的形式的に処理できる事務であっても，事務官等に任せきりにせず，書記官が定期的に進行を確認するなど，適切な進行管理ができる処理体制を構築するため，進行状況の記録化等により，情報が共有できる態勢が必要である。
			○事件記録等閲覧・謄写票原符の記載について 事件担当書記官が閲覧謄写事務を行った際に，通達どおりに記載されていないものが多数あった（高知地裁，松山地裁，高松地裁，徳島地裁，徳島家裁）。	○事件記録等閲覧・謄写票原符の記載について 該当する通達を示した上，通達どおりに取扱を改めるように指導した。	組織的な課題としては，通達に明記されている基本的事務処理について，管理職も十分意識していない場合がある。本事例に限らず，根拠を意識した事務処理を行うように，査察や協議会，研修などさまざまな機会を捉えて注意喚起する必要がある。
			○事務処理要領等の改訂について 録音反訳事務処理自体は適正に行われていたが，事務処理要領が，デジタル録音化，超特急制度に対応できていない（松山地裁，松山家裁）。 その原因は，事務処理要領の重要性を認識していなかったことにある。	○事務処理要領等の改訂について 特に地裁においては録音反訳を利用する回数も多いので，早急に改訂するように指導した。後日，通達を改正して実施済みである旨を地裁に確認済み。	組織的な課題としては，規則や運用が変更された場合，各庁の処理要領の変更の要否の検討及びその重要性の認識が不十分であったため，それらを認識させる必要がある。
			○保管金の返還について 既済事件につき，保管金の支払（還付）未了のものが2件あった（高松地裁）。 その原因は，MINTASにおいて，保管金の支払が完了しているか否かの確認が十分に行えていなかったことにある。	○保管金の返還について 既済事件記録検閲時の確認及び定期的な返還未了についての確認を，保管金リスト一覧表等を抽出して対照する等の方法で行うように指導した。	組織的な課題としては，システム導入後は，保管金の返還確認のように，従来の既済事件の点検だけでは不十分な場合があるため，不慣れな職員（管理職含む）に必要十分な導入研修を実施する必要がある。

（別紙様式）

平成23年度書記官事務査察の結果報告

高松高裁刑事部（刑事・少年関係）

庁名			① 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びに是正又は改善を要する事務の態様，原因	② 指導，指示又は注意をした内容及び対策	③ 問題点及び原因の究明をもとに今後取り組むべきと考える組織的な課題
高松高裁	事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項	高裁	○帳簿諸票等の保存廃棄事務については適正に処理されており，特に問題点はなかった。 ○刑事控訴事件簿の確定欄が数カ所記載もれがあったが，それ以外については適正に処理されていた。	○事件簿等の各種帳簿の記載については，担当者任せにすることなく，例えば1か月に1回程度は訟廷事件係長がチェックしたり，原審に記録を送付する際には必ず事件簿をチェックするなどの処理態勢を構築するように指示をした。	○訟廷事務は，控訴審における窓口部門及び出口部門であり，事務処理自体は地道な作業ではあるが，それぞれの事務処理は重要であることを再認識させたうえ，事件簿等の記載内容については，複数チェックシステムを行うように徹底を行いたい。 ○帳簿諸票等の保存廃棄事務については，高裁が4年前から取り組んでいる課題であり，平成23年11月に高松高裁独自のマニュアルを整備した。このマニュアルは管内地家裁本庁及び支部等のためにも利用するためのものであり，今後，高松高裁管内全体の事務処理が適正に行われるように，査察あるいは研修等の機会を捉えてサポートを続けていきたいと考えている。
		地家裁	○記録庫の状況について 帳簿等が保存されている記録庫が整然と整理されていなかった（松山地裁）。 ○記録の検察庁への引継ぎについて 再審事件の確定記録の引き継ぎに長期間を要しているものがあった（高松地裁）。 原因は，担当者が失念していたということである。 ○廃棄事務の遅れについて 帳簿等の廃棄が満了年の翌々年に行っていた（松山家裁）。	○記録庫の状況について 帳簿等の所在不明や紛失の過誤が発生する原因ともなりかねないので，棚を分けるなどきちんと整理をし，床に段ボール等を置かないように指示をした。後日，整理済みの写真を送付させ，整理状況を確認した。 ○記録の検察庁への引継ぎについて 担当者任せだけではなく，上司が事件簿等で点検をするなど，事務処理態勢の見直しを求めた。 ○廃棄事務の遅れについて 翌年度中に処理ができるよう，検討を求めた。	○組織的な課題としては，訟廷管理官のみが帳簿等の保存廃棄事務を担当している庁もあり，複数でチェックできていない処理態勢が影響していると思われる。 ○知識付与の取組みとして，事件記録及び帳簿の保存廃棄について，高裁が民事，刑事共同で独自の事務処理マニュアルを作成し，平成23年11月に管内各地家裁に送付した。
	その他の事項	高裁	特になし		
		地家裁	特になし		

（最総三）

最高裁総三第000228号

（訟ろ－０１）

平成２４年７月２６日

高等裁判所長官　殿

地方裁判所長　殿

家庭裁判所長　殿

最高裁判所事務総局総務局長　戸　倉　三　郎

最高裁判所事務総局経理局長　林　　道　晴

書記官事務等の査察の実施等について（通達）

平成２４年度の標記の査察を昭和６１年６月３０日付け最高裁総三第１５号事務総長通達「書記官事務等の査察について」の定めるところにより実施してください。

また，同通達別紙の４の査察事項を下記のとおり指定しましたので，これによってください。

記

1　書記官事務，速記官事務及び訟廷事務についての査察事項

(1)　事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項

(2)　事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項

2　書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項

(1)　保管金等の取扱いに関する事項

(2)　押収物等の取扱いに関する事項

(3)　裁判事務用器具の管理に関する事項

(4)　委託した業務の取扱いに関する事項

高松高裁民訟第000186号
（訟ろ－０１）
平成２４年８月１３日

管内地方裁判所長　殿
管内家庭裁判所長　殿

高松高等裁判所長官　出　田　孝　一

書記官事務等の査察の実施について（通知）

７月２６日付け最高裁総三第000228号総務局長，経理局長通達に基づく標記の査察を下記のとおり実施します。

記

１　査察の日程及び査察事務担当者等
別紙のとおり
２　査察事務
(1)　書記官事務，速記官事務及び訟廷事務についての査察事項
ア　事件記録等及び帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
イ　事件記録等及び帳簿諸票の保管に関する事項
ウ　事件に関する基本的な書記官事務の処理状況及び過誤防止に関する事項
エ　後見関係事件及び財産管理事件の処理に関する事項
オ　書記官の審理充実事務に関する事項
カ　主任書記官等による書記官（支部，独簡を含む。）の事務処理状況の把握及び指導監督に関する事項
(2)　書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務についての査察事項
ア　保管金等の取扱いに関する事項
イ　押収物等の取扱いに関する事項
ウ　裁判事務用器具の管理に関する事項
エ　委託した業務の取扱いに関する事項

（別紙）

書記官事務等の査察日程及び査察事務担当者（平成２４年度）

査察事務担当者・代理者・補助				高松	松山地家			高松		高知地家			徳島地家			高松	
				9/21 (金)	9/26 (水)	9/27 (木)	9/28 (金)	10/22 (月)	10/24 (水)	10/31 (水)	11/1 (木)	11/2 (金)	12/10 (月)	12/11 (火)	12/12 (水)	12/13 (木)	12/14 (金)
民事部	担当者	首席書記官	前田昭博		地	地	家		家	地	地	家	地	地	家	地	地
	代理者	次席書記官	佐野　広		地	地	家		家				地	地	家	地	地
	補助	訟廷管理官	岩井　正						家	地	地	家				地	地
	〃	４部主任書記官	徳重隆司						家	地	地	家				地	地
	〃	２部主任書記官	五十嵐達郎		地	地	家						地	地	家		
	〃	事件係長	川人廣美		地	地	家								家		
	〃	書記官	出井修二						家	地	地	家				地	地
	〃	書記官	多田勝久		地	地	家						地	地			地
	〃	書記官	西岡勇人		地	地	家						地	地	家		
	〃	記録係長	藤井崇治						家	地	地	家				地	地
刑事部	担当者	首席書記官	塚田三男		家	地		家		家	地		家	地			地
	代理者	次席書記官	貝出久雄					家		家	地						地
	補助	訟廷管理官	服部桂三		家	地		家		家	地						地
	〃	主任書記官	中村哲郎					家					家	地			地
	〃	庶務係長	日下　巧		家	地											
事務局	担当者	次長	菅　正俊	家	地	地	家	家	家	地	地	家	地	地	家	地	地
	代理者	課長	櫻又孝子							地	地	家					
	〃	企画官	前田正之	家									地	地	家		
	〃	課長補佐	村瀬雅彦										地	地	家	地	地
	〃	課長補佐	水関正裕		地	地	家			地	地	家					
	〃	専門官	漆原一久	家	地	地	家			地	地	家				地	地
	補助	管理係長	岡野理勢		地	地	家						地	地	家		
	〃	経理係長	和田美恵	家												地	地
	〃	用度係長	勝亦啓介		地	地	家			地	地	家				地	地
	〃	営繕係長	伊藤政和	家									地	地	家		
	〃	主任事務官	藤本重紀	家	地	地	家									地	地
	〃	主任事務官	小野暁子		地	地	家			地	地	家				地	地
	〃	主任事務官	市原一憲	家									地	地	家		
	〃	主任事務官	服部健司							地	地	家	地	地	家		

【注】 1　査察事務担当者等は，基本通達別紙「書記官事務等査察実施要領」３による。
2　徳島地家裁については，刑事部書記官１人を後日追加予定

高松高裁民訟第000237号

（訟ろ－1）

平成２４年１０月２２日

高松地方裁判所長　殿

高松高等裁判所長官　出　田　孝　一

書記官事務等の査察の実施について（通知）

８月１３日付け高松高裁民訟第000186号により書記官事務等の査察の実施について通知しましたが，査察の日程及び査察事務担当者等を別紙１から別紙２のとおり変更します。

（別紙２）

書記官事務等の査察日程及び査察事務担当者（平成２４年度）

査察事務担当者・代理者・補助				高松	松山地家			高松		高知地家			高松		高松		徳島地家		
				9/21 (金)	9/26 (水)	9/27 (木)	9/28 (金)	10/22 (月)	10/24 (水)	10/31 (水)	11/1 (木)	11/2 (金)	11/19 (月)	11/20 (火)	1/22 (火)	1/23 (水)	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)
民事部	担当者	首席書記官	前田昭博		地	地	家		家	地	地	家			地	地	地	地	家
	代理者	次席書記官	佐野　広		地	地	家		家						地	地	地	地	家
	補助	訟廷管理官	岩井　正						家	地	地	家			地	地			
	〃	４部主任書記官	徳重隆司						家	地	地	家			地	地			
	〃	２部主任書記官	五十嵐達郎		地	地	家										地	地	家
	〃	事件係長	川人廣美		地	地	家												
	〃	書記官	出井修二						家	地	地	家			地	地			
	〃	書記官	多田勝久		地	地	家										地	地	家
	〃	書記官	西岡勇人		地	地	家										地	地	家
	〃	記録係長	藤井崇治						家	地	地	家			地	地			
刑事部	担当者	首席書記官	塚田三男		家	地		家		家	地					地	家	地	
	代理者	次席書記官	貝出久雄					家		家	地					地			
	補助	訟廷管理官	服部桂三		家	地		家		家	地					地			
	〃	主任書記官	中村哲郎					家								地	家	地	
	〃	庶務係長	日下　巧		家	地													
	〃	事件係長	渡邉正幸														家	地	
事務局	担当者	次長	菅　正俊	家	地	地	家	家	家	地	地	家	地	地			家	地	
	代理者	課長	櫻又孝子							地	地	家							
	〃	企画官	前田正之	家													地	地	家
	〃	課長補佐	村瀬雅彦										地	地			地	地	家
	〃	課長補佐	水関正裕		地	地	家			地	地	家							
	〃	専門官	漆原一久	家	地	地	家			地	地	家	地	地					
	補助	管理係長	岡野理勢		地	地	家										地	地	家
	〃	経理係長	和田美恵	家									地	地					
	〃	用度係長	勝亦啓介		地	地	家			地	地	家	地	地					
	〃	営繕係長	伊藤政和	家													地	地	家
	〃	主任事務官	藤本重紀	家	地	地	家						地	地					
	〃	主任事務官	小野暁子		地	地	家			地	地	家	地	地					
	〃	主任事務官	市原一憲	家													地	地	家
	〃	主任事務官	服部健司							地	地	家					地	地	家

【注】　査察事務担当者等は，基本通達別紙「書記官事務等査察実施要領」３による。

高松高裁民訟第000238号

（訟ろ－1）

平成２４年１０月２２日

徳島地方裁判所長　殿

徳島家庭裁判所長　殿

高松高等裁判所長官　出　田　孝　一

書記官事務等の査察の実施について（通知）

８月１３日付け高松高裁民訟第000186号により書記官事務等の査察の実施について通知しましたが，査察の日程及び査察事務担当者等を別紙１から別紙２のとおり変更します。

（別紙２）

書記官事務等の査察日程及び査察事務担当者（平成２４年度）

査察事務担当者・代理者・補助				高松	松山地家			高松		高知地家			高松		高松		徳島地家		
				9/21 (金)	9/26 (水)	9/27 (木)	9/28 (金)	10/22 (月)	10/24 (水)	10/31 (水)	11/1 (木)	11/2 (金)	11/19 (月)	11/20 (火)	1/22 (火)	1/23 (水)	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)
民事部	担当者	首席書記官	前田昭博		地	地	家		家	地	地	家			地	地	地	地	家
	代理者	次席書記官	佐野　広		地	地	家		家						地	地	地	地	家
	補助	訟廷管理官	岩井　正						家	地	地	家			地	地			
	〃	４部主任書記官	徳重隆司						家	地	地	家			地	地			
	〃	２部主任書記官	五十嵐達郎		地	地	家										地	地	家
	〃	事件係長	川人廣美		地	地	家												
	〃	書記官	出井修二						家	地	地	家			地	地			
	〃	書記官	多田勝久		地	地	家										地	地	家
	〃	書記官	西岡勇人		地	地	家										地	地	家
	〃	記録係長	藤井崇治						家	地	地	家			地	地			
刑事部	担当者	首席書記官	塚田三男		家	地		家		家	地					地	家	地	
	代理者	次席書記官	貝出久雄					家		家	地					地			
	補助	訟廷管理官	服部桂三		家	地		家		家	地					地			
	〃	主任書記官	中村哲郎					家								地	家	地	
	〃	庶務係長	日下　巧		家	地													
	〃	事件係長	渡邉正幸														家	地	
事務局	担当者	次長	菅　正俊	家	地	地	家	家	家	地	地	家	地	地			家	地	
	代理者	課長	櫻又孝子							地	地	家							
	〃	企画官	前田正之	家													地	地	家
	〃	課長補佐	村瀬雅彦										地	地			地	地	家
	〃	課長補佐	水関正裕		地	地	家			地	地	家							
	〃	専門官	漆原一久	家	地	地	家			地	地	家	地	地					
	補助	管理係長	岡野理勢		地	地	家										地	地	家
	〃	経理係長	和田美恵	家									地	地					
	〃	用度係長	勝亦啓介		地	地	家			地	地	家	地	地					
	〃	営繕係長	伊藤政和	家													地	地	家
	〃	主任事務官	藤本重紀	家	地	地	家						地	地					
	〃	主任事務官	小野暁子		地	地	家			地	地	家	地	地					
	〃	主任事務官	市原一憲	家													地	地	家
	〃	主任事務官	服部健司							地	地	家					地	地	家

【注】　査察事務担当者等は，基本通達別紙「書記官事務等査察実施要領」３による。

高松高裁民訟第000080号

（訟ろ－０１）

平成２５年３月２６日

最高裁判所事務総局総務局長　殿

高松高等裁判所長官　出　田　孝　一

書記官事務等の査察結果について

（昭和６１年６月３０日付け総三第１５号に基づく報告）

平成２４年度の標記の査察結果については，別添のとおりです。

平成24年度書記官事務査察の査察等結果報告書1(改善された事項について)

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
本庁	破産事件の原本分離を，保存後に行っている庁があった(高知地裁)。	高裁の指導に従い，原本未分離の保存中の記録からの分離を直ちに行い，取扱いを通達どおりに改め，記録保存時に原本分離を行うように是正した。本年度の査察時においても適正に処理されていることを確認した。
本庁	帳簿諸票等について，誤記，記載漏れ，訂正印漏れ等があった(高知地裁，高知家裁，松山地裁，松山家裁，高松家裁)。	帳簿諸票備付経過簿の記載方法については，平成23年11月に管内に配布した高裁作成のマニュアルを利用しながら作成するように各庁に指示するとともに，高裁管内新任支部庶務課長研修及び管内次席書記官事務打合せにおいても帳簿諸票備付経過簿に関する科目を設けて，通達等によった適正な記載を行うように指導した。その結果，全体的に前年度よりも誤記，記載漏れ等は減少した。
本庁	事件関係帳簿諸票に関する自庁通達において，書留郵便物受領書(書留用)が帳簿扱いになっていた(松山家裁)。	自庁通達改正も含めて検討するように指示した結果，速やかに自庁通達を改正し，経過簿も適正に訂正された。

検索一覧

高裁	裁判所名	事件類型	事務類型	指摘事項		主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
高松	高松高裁	本庁	民事	帳簿諸票僉付経過簿	帳簿諸票僉付経過簿について，誤記，記載もれ等がある。	牽制体制が不十分	新たな担当者の場合には，知識不足や理解不足が否めないため，高裁作成のマニュアルを参考にしながら適正な記載をし，複数の目でチェックできる体制にするように指導した。	
高松	高松高裁	本庁	民事	閲覧謄写票の記載	事件担当書記官が閲覧謄写事務を行った際の原符への記載方法が通達どおりにできていないものがある。	指導不足	前年度よりも数的には減少しているが，まだ誤りが一定数はあるので，通達どおりに記載をするように再度指導した。	
高松	高松高裁	本庁	民事	保管金	事件が終局しているにもかかわらず，関連する別事件が進行中であったため，記録を引き継いでいなかったこともあり，保管金の返還処理がなされていない事件があった。	その他	保管金返還処理に関して，主任書記官によるシステムでの検索方法に誤りがあったことなどから，保管金の返還漏れを把握できていなかったため，システムでの検索方法も含めて定期的に確認するように指導した。	
高松	高松高裁	本庁	民事	事件記録の保管	記録庫内に「未確定記録」と表示されている明治・大正時代の複数の記録が保管されていた。	責任の所在が不明確	「未確定記録」の実情を確認し，適切な処置を講じて報告するように指示した。その結果，全ての記録について仮既済の処理が可能であったため，その手続を行った。	

高裁	裁判所名	事件類型	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
高松	高松 高裁	本庁	民事	調書等	口頭弁論調書，書証目録，証人等目録，調停期日経過票の誤記，作成もれがあった。	指導不足	公証官である書記官として，適正な調書の作成を行うように，そのチェック態勢も含めて指導した。
高松	高松 高裁	本庁	民事	事件記録の編成	事件関係書類で通達どおりに編てつされていないものがある。(複数庁)	その他	編てつ誤りに注意し，通達どおりの適正な記録の編成を行うように指導した。
高松	高松 高裁	本庁	民事	事件記録の貸出し	事件記録を裁判官や調査官に貸し出す際に貸出札を記録から抜き取る等，内規で定めた手続に従っていなかったり，日をまたぐ場合に帳簿への記載等を行っていなかった。	その他	事件記録の貸出の際には，貸出札に記載した上での抜き取りや，帳簿への記載等を必ず行うなど，責任の所在を明確にした上での記録の紛失防止等の策を講じるように指導した。
高松	高松 高裁	本庁	民事	受付・分配	家事乙類事件での審判移行，付調停時や後見事件における立件認定時において立件手続がされていないなど，立件に伴う不適切な処理があった。(複数庁)	指導不足	立件が必要な場合，不必要な場合についての正確な知識を持ったうえで適正な処理に努めるように指導した。

平成24年度書記官事務査察の査察等結果報告書1(改善された事項について)

本庁・支部	① 昨年度の指摘事項	② ①を改善するために行った具体的な取組等
本庁	帳簿等が保存されている記録庫が整然と整理されていなかった。	記録庫の状況について，帳簿等の所在不明や紛失の過誤が発生する原因ともなりかねないので，棚を分けるなどきちんと整理をし，床に段ボール箱等を置かないように改善した。
本庁	帳簿等の廃棄を満了年の翌々年に行っていた。	廃棄事務の遅れについて，翌年度中に処理ができるよう，執務態勢を見直し，平成24年度からは適正に行った。
本庁	記録の検察庁への引継ぎについて，再審事件の確定記録の引き継ぎに長期間を要しているものがあった。	記録の検察庁への引継ぎについては，担当者任せにせず，上司が事件簿等で点検をするなどの牽制態勢を執るように改善した。

検索一覧

高裁	裁判所名	事件類型	事務類型	指摘事項	主たる要因	講じた措置又は指導等	備考
高松	高松高裁	地家裁	刑事	確定記録の引継	確定記録の検察庁への引き継ぎが1か月を越えるものが多数あった。最長で3か月を超えるものがあったので，速やかに引き継ぐように指導した。	指導不足	引継ぎの業務フローを見直すように指導し，後日，その結果を報告させ，現在では遅延しているものがないことを確認した。	
高松	高松高裁	地家裁	刑事	押収物・保管物	押収物の還付等の処理について，遅れているものが多数あった。速やかに処理をするように指導した。	牽制体制が不十分	担当者が一人で処理しており，牽制も不十分であった。他からチェックができるような牽制態勢を執るように指導した。	